

議第144号

京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
京都市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項, 第 3 項及び第 5 項中「臨時委員」を「特別委員」に改め,
同条に次の 1 項を加える。

6 審議会は, その定めるところにより, 専門分科会の決議をもって審議会の
決議とすることができる。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 6 項中「臨時委員」を「特別委員」に改め, 同条を第 5 条とする。

第 3 条を第 4 条とし, 第 2 条を第 3 条とし, 第 1 条の次に次の 1 条を加え
る。

(組織)

第 2 条 審議会は, 委員50人以内をもって組織する。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

京都市社会福祉審議会の委員の数の上限を定める等の必要があるので提案
する。